

「横浜市国民年金システム標準化に向けてのコンサルティング業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市国民年金システム標準化に向けてのコンサルティング業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案資格者の条件は、次のとおりとする。

- (1) 令和5・6年度横浜市有資格者名簿（物品・委託等）において、種目「各種調査企画（320）」細目「コンサルティング（建設コンサル等を除く）(B)」かつ種目「コンピュータ業務（316）」細目「システム調査・企画(F)」の登録が認められている者。
- (2) 政令指定都市の基幹システム・基盤システムの構築または再構築に関する調査・検討の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始がされている者でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続の申立てがなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 同種又は類似業務の業務実績
- (2) 当該業務の業務実施体制
- (3) 当該業務に業務実施方針及び実施手法
- (4) その他当該業務に必要な事項等

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施体制
 - (2) 業務実績
 - (3) 業務実施手法の精度・具体性
 - (4) ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組
 - (5) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- | | |
|------|--|
| 委員長 | 健康福祉局障害福祉保健部長 |
| 副委員長 | 健康福祉局生活福祉部長 |
| 委員 | 戸塚区福祉保健センター保険年金課国民年金係長
健康福祉局介護保険課長
健康福祉局保険年金課長
健康福祉局保険年金課債権管理推進担当課長
デジタル統括本部住民情報基盤担当課長 |
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和5年5月10日から施行する。